

小説の中の弁理士と特許(2)

会員 桑原英明・中島正次

目次

はじめに

- ・小説の中の弁理士
- ・発明家の人生
- ・小説の中の特許庁
- ・最大の発明は何か

はじめに

弁理士と特許を扱った18冊の本を、本誌 Vol. 52 (1999) No.4に筆者等が紹介したが、今回はその後に見つけた本を紹介する。尚、前回および今回の小文は特定の本について批評するのではなく、弁理士や特許を扱う本を紹介することを目的とする。

・小説の中の弁理士

1. 若き弁理士 ジョナサン・ハッカーの日記で始まる「吸血鬼ドラキュラ」は、1897年にイギリスの作家ブラム・ストーカーによって書かれた。その日本語完訳版は、1971年4月に平井呈一の訳で東京創元社より発行されている。尚、下線は筆者が付した。

『 外国人がロンドンに地所を購入し、その地所買い入れの次第を説明しにやってきた弁理事務員の、これが当然受けるべき慣例的な扱いなのか？ 弁理事務員か！ ミナが聞いたら、さぞ厭がるだろうな。でも、おれだって、こんどロンドンを発ってくるまぎわに、ぶじ試験に通ったといわれて来たんだから、もうりっぱに一人前の弁理士なんだぞ。』

この一節を理解する限り、ジョナサン・ハッカーは新人弁理士であるが、その仕事といえば地所買い入れの次第を説明することである。この本は19世紀後半の物語であるが、この時代のイギリスの弁理士は地所買い入れの手助けも主要な仕事の一つであったのであろうか。原文は以下の通りである。

『 Was this a customary incident in the life of a solicitor's clerk sent out to explain the purchase of a London estate

to a foreigner? Solicitor's clerk! Mina would not like that. Solicitor,-for just before leaving London I got word that my examination was successful; and I am now a full-blown solicitor!』

さらに、次の文から弁理士が銀行関係、船荷関係の仕事に依頼人の求めに応じて代理していることが分かる。

『 まず伯爵は、イギリスでは二人以上の弁理士に依頼することがあるかと聞くから、それはある、希望によっては十人以上の弁理士に依頼することだってある。ただし、一件に二人以上の弁理士に依頼することは賢明ではない。一名でたくさんで、弁理士が何人も変わると、かえってつごうの悪いことが起こる、という、伯爵は了解したらしく、では、依頼した弁理士のいる国から遠く離れた土地で、一名には銀行関係のことを頼み、もう一名のほうには船荷関係のことを頼みたいというようなときに、そういうことは支障なくスラスラと運ぶか、と聞く。』

この文に対応する原文は次の通りである。

『 First, he asked if a man in England might have two solicitors, or more. I told him he might have a dozen if he wished, but that it would not be wise to have more than one solicitor engaged in one transaction, as only one could act at a time, and that to change would be certain to militate against his interest. He seemed thoroughly to understand, and went on to ask if there would be any practical difficulty in having one man to attend, say, to banking, and another to look after shipping, in case local help were needed in a place far from the home of the banking solicitor. I asked him to explain more fully, so that I might not by any chance mislead him, so he said:-』

訳者は、ソリシタ (solicitor) を弁理士と訳していたのである。イギリスの法曹を構成するソリシタは

1873年の最高法院法により作られている。この最高法院法成立から約20年後の1897年に「吸血鬼ドラキュラ」が書かれているので、最高法院法に基づくソリシタの職務をジョナサン・ハッカーが遂行していると考えても不思議ではない。

「吸血鬼ドラキュラ」の物語の中には弁護士も登場する。そのときの文は以下の通りである。

『「ウェステンラ夫人の依頼弁護士の作成した文書があったら封をして、今夜のうちに弁護士宛に郵送しておきたまえ。わしは今夜はこの部屋と、ルーシーの元の病室の番をする。なにか捜せるかもしれん。彼女の思考を見ず知らずのやつどもの手に渡したりしては、まずいからな」

私は自分の持ち分の仕事にとりかかり、三十分ほどのうちに、ウェステンラ夫人の依頼弁護士の住所氏名がわかったので、手紙を書いた。母堂の証書・書類は全部一括してそろえた。埋葬の場所を指示した書付もできてきた。弁護士宛の手紙の封をしているところへ、思いがけなく教授がまたはいってきて、』

上記の原文は次の通りである。

『When you find anything of the solicitor who is for the late Mrs Westenra, seal all her papers, and write him tonight: For me, I watch here in the room and in Miss Lucy's old room all night, and I myself search for what may be. It is not well that her very thoughts go into the hands of strangers.』

I went on with my part of the work, and in another half-hour had found the name and address of Mrs Westenra's solicitor and had written to him. All the poor lady's papers were in order; explicit directions regarding the place of burial were given. I had hardly sealed the letter, when, to my surprise, Van Helsing walked into the room, saying:-』

ここでは、ソリシタ(solicitor)が弁護士と訳されている。この小説の主人公であるソリシタとしてのジョナサン・ハッカーを弁理士と訳し、ソリシタのマーカンド氏(上述した一節以外に登場する)を弁護士と紹介する。ソリシタを一方で弁理士と訳し、他方で弁護士と訳した平井呈一氏の真意は定かでない。しかし、特異な経験をするジョナサン・ハッカーを通常のソリシタと区別したく、平井氏はジョナサン・ハッカーの場合のみわざわざ弁理士と訳して彼を読者に強く印象

づけたかったのではないかと筆者は解している。

ただ、弁理士の実際の業務を知る人は、弁理士の業務とジョナサン・ハッカーの行うソリシタとしての業務との差に、違和感を憶えることも事実であろうが、筆者は誤訳とは考えたくない。

このことについて根拠が無い訳ではない。市河三善外「大英和事典」(富山房 昭和6年版)によれば、solicitorを「訴訟代理人、法律事務辨理士(英国では下級裁判所辯護士)」と説明している。

齊藤秀三郎著「和英大辞典」(日英社 昭和3年版)で「Tokkyo」を引くと「特許申請代理人 a patent agent」, 「特許申請代理業 patent agency」, 「特許辨理士 a patent solicitor-a patent attorney」という説明が出てくる。

また、ヘボンの「和英語林集成」(明治19年版)によれば、「辨理」は「Transaction, acting, managing」と説明されている。尚、筆者が調べた限りでは、昭和初期迄に発行された英和・和英辞書で「辨理士」や「辨理」を扱っているものは上記以外見当たらなかった。

「吸血鬼ドラキュラ」の主人公のジョナサン・ハッカーはソリシタとはいえ、数日前までは法律事務所の事務職員に過ぎず、ドラキュラとの相談事がソリシタのライセンスを得た後の初仕事であった。そこで、訳者である平井氏は、前述の「大英和辞典」を参考にしつつベテランのソリシタ(弁護士)と新人のソリシタとを区別するために前述の辞書から弁理士という言葉抽出して使用したのではないかと筆者は考える。

翻訳家の平井呈一氏は、ソリシタとしてのジョナサン・ハッカーをなぜ弁理士と訳したのか。今や、弁理士と言うと特許・商標等の代理人と理解されるが、弁理士が主に係る特許という言葉の本来の意味について検討したい。

2. 「特許制度の経済学」は特許について次のように解説する。

『特許(patent)の語は、形容詞としては「公開の」という意味であり、名詞としては通常は「公開書状」(open letter)の略称として用いられる。その正式の名称は、「特許状」(letter patent)である。これは、ラテン語の“litterae patentis”を文字どおりに翻訳したものである。特許状は、一定の権利、特権、位階または称号を授与する公文書である。「公開書状」のうちよく知られているものに、

(軍人、司法官、植民地行政官の)任命の特許、貴族の特許、優先の特許、土地移転の特許、独占の特許、発明の特許などがある。発明特許は、特定の発明を使用するについて他人を排除する権利をあたえるものである。今日、「特許」の語を限定を付すことなく使用する場合には、通常、発明者の権利をさす。』

「吸血鬼ドラキュラ」が発表された1897年の前後の1873-1910年を、この本は(発明の)特許擁護者の勝利の期間としている。これからすると、1897年という時代には、優先の特許、土地移転の特許、独占の特許等の特許状に代わって、発明の特許としての特許状が主に使用されていたかも知れない。

しかし、コンサイス オックスフォードの英英辞典(1925年初版)には、「Patent」の意の説明の中に「open letter from sovereign etc, conferring right, title etc, ...」の説明があり、「Patent」という言葉に、優先の特許、土地移転の特許、独占の特許等の意味が含まれていることを紹介している。とはいえ、弁理士が、発明の特許に係る人以外の優先の特許、土地移転の特許、独占の特許等に係る人を含めた広義に使用されていたという事実が見出せない限り、ソリシタを弁理士と訳すのは誤訳と指摘されかねないことも事実であろう。

3. 星新一は「きまぐれ星のメモ」の中で「発明の流行」と題する作品を書き、世界のオモチャ王と称せられるアメリカ人・ルイ・マーカスを取り上げている。ルイ・マーカスは、ヨーヨー(台湾住民の遊びからヒントを得る)、ブーメラン(オーストラリア先住民族の武器)、さらに、フラフープ(フィリピン人の遊びからヒントを得る)を流行らせ、全世界をさわぎに巻き込んだ張本人で、日本国内だけで何十億円という利益を得たという。

日本の発明ファンの数は数百万人(一説には600万人以上)にのぼると言われるが、ルイ・マーカスがこれに火をつけた一人ではないかと星新一はみている。

さらに、星新一は、この作品の中で、「利口な青年は特許庁に就職し、特許実務の能力を身につけてから、民間に移る」のが出世の近道ではないだろうかと書き、又、「弁理士は現代で最高の収入を誇る職業だそうさ。特許庁は多忙で活気があり、七年審査官をやれば、無試験で弁理士になれる」と記している。

4. 「十年後」という本が1986年3月に発行されている。この本は邦光史郎を代表とするグループSTが1986年代から10年後の1996年代に世界がどう変化するであろうかを予測している。こんな記載がある。

『また、十年後には、先端技術の開発競争が激化しているから、特許・法務関係に通じた人が重宝がられる。弁理士や弁理士の資格がなくとも、同時に技術に精通していれば、重視される存在となるだろう。

しかし、右資格者が増えれば増えるほど、仕事は少なくなってくるので、なんでもいいから資格をとればいいというものでもない。時代に合った、会社やお客から重宝がられる希少価値の高いものでなくてはならない。

アメリカでは、四十才を超えると、もう一度、夜間大学へ行き直したり、最新知識を求めて、受講などを希望する。これは、充電のためであり、頭脳のリフレッシュをはかることによって、中年後の人生を開拓しようと考えてのことである。

大学時代に身につけた知識は、二十年前のもので、すでに古くさくなっている。だから新知識を身につけて、きびしい時代に立ち向かう装いをというのだろう。

このアメリカ人の考えかたを、日本人がとり入れる日も近いだろう。』

この予測は的を射ていると思える。バイオやIT関係の最新の知識を身につけた技術者が特許分野に進出しているのも事実であり、大学も社会人にその門戸を開放しつつあるのも事実である。

5. 高杉良の「燃ゆるとき」は、米国を舞台にカップ入り即席めん製の製法特許などをめぐる日華食品(安東福一社長)と東洋水産(森和夫社長)間の実際の争いを主題とする。

この争いで、日華食品側はアームストロング外5名の弁理士、ワシントンD.C.と東京から一流の弁理士3人を動員しての総勢9名の弁理士団を組み、東洋水産側はブライス外2名の弁理士、竹中公認会計士の総勢4名の弁理士団を組んでいる。

この小説の中では隅田弁理士が両社のディポジション、和解交渉で活躍している。しかし、和解交渉の話として「隅田弁理士は和解の条件としてマルチャンINCは、日華食品に挨拶をすべきだという意見でした」という会話はありますが、筆者は現実の弁理士の姿とはほど遠いものを感じる。

・ 発明家の人生

1 .村松梢風は、静岡県森町(「森の石松」で有名な町)出身の発明家 - 鈴木藤三郎について書いている。藤三郎は製糖と醤油の両方に手を染めたが、製糖で成功し、醤油で失敗している。

これは、藤三郎が日本の製糖事業の創始者であったから競争者がなかったためで、しかし、醤油の場合は、旧来の方法により生計を立てている醸造家を敵にまわしての戦いが待っていたからである。これが彼の醤油会社の失敗につながり、巨額の負債を作り彼を死(大正2年9月 享年58歳)に追いやった。藤三郎は明治37年と41年に特許第7202号、第7247号及び第15951号を取得している。

村松梢風は、発明家としての藤三郎の悲劇は、発明をした上に、それを自分自身の手で事業化しなければならず、資金的にも経営上でも非常に苦労したことにある旨分析し、時代より数歩も数十歩も先に行く者の当然踏まなければならないイバラの道であり、発明家の当然負わなければならない運命であると書いている。

2 .鈴木藤三郎とは別の人生を送った発明家(豊田佐吉)を邦光史郎が「起業家列伝」に書いている。発明家 - 鈴木藤三郎の出身地である静岡県森町に近い湖西町出身の発明家 - 豊田佐吉は、発明という二文字が頭から離れない人物であったが、豊田自動織機を創立し、現トヨタ自動車を世に送る事業家としての才にも恵まれた希有の人物であった。

豊田佐吉の最初の発明(明治23年11月)は、木製人力織機であるが、その後、自動力織機から鉄製へと変わる。昭和の初期には、イギリスのプラット社が佐吉の特許を買うことになり、この資金(百万円と言われる)が自動車の研究開発に回された。

豊田佐吉の日本特許は、1195, 6787, 12059, 12169, 17028, 5241, 65171, 65262, 65711の各号であり、米国特許は1691314 が知られている。

豊田佐吉は、明治43年に特許弁理士 - 石原卯八を伴い、シアトル、シカゴ、ニューヨーク、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツ、ロシアと8ヵ月かけて回り、ウラジオストックから下関へ帰り、その間に米国特許を取得する機会を作っている。

明治30年代の力織機は、ドイツ製872円、フランス製389円、日本の津田式100円、豊田式93円で売られ

ており、この時代、綿布の大半が輸入され、貿易収支の赤字の原因を作っていた。このため、安価な力織機の販売、国産の安い綿布の量産、農家の主婦の機織り作業の軽減という時代の要請があり、豊田佐吉に幸運であったことは、佐吉の発明がこの要請に適合したことである。

昭和5年10月、風邪をこじらせた豊田佐吉は死を迎えた。小学校の教科書に日本の“発明王 豊田佐吉”として取り上げられた。富と名声の両方を手にしたこの発明家は、昭和2年勲三等瑞宝章を授かっている。

3 .別冊宝島401号「発明のひらめき読本」は、「自動販売機の開祖」と仰がれた俵谷高七を紹介している。この人物は、赤い鉄製の円形郵便ポストの創案者である。この発明者も富とは縁がなく、息子に「発明はするな」と言い残し、58才で亡くなっている。発明家で恵まれた人生を送った人は少ない。

・ 小説の中の特許庁

邦光史郎は「社外極秘」でこう書いている。

『 日沼は、笹塚から、上野和夫の勤務先である千代田区霞が関の東京特許庁へ向かった。

上野和夫は、特許庁審査第四部に勤務していた。第四部というのは電気関係の特許を取り扱うセクションだったのだ。』

『 「ところでね、実をいうと、ぼく、まずいことを繁夫さんにしゃべっちゃったんですよ」

上野和夫は、いどこである柿本に懇願されて、職業上知りえた機密を漏らしてしまったのだ。

むろん、あらゆる工業製品の特許・新案・意匠・商標という四つの権利を登録する官庁である特許庁をねらわないメーカーはない。あらゆる方法で、各メーカーの情報機関は、この特許庁に触手をのばし、出願される工業所有権の内容をしらみつぶしに調べ上げ、自社の利益を図ろうとしている。』

特許庁の実態とはかけ離れた内容だが、特許庁の役割の大きさが読めよう。

・ 最大の発明は何か

ジョン・ブロックマンが、1998年、高名な科学者や技術者に「過去2000年のなかでもっとも重要な発明はなにか?」、「その理由は?」の問を出し、その回答を

まとめたのが、「2000年間で最大の発明は何か」という本である。著者は、生活を変えた発明(第1部)と思考を変えた発明(第2部)とに区別して紹介している。

第1部では、印刷術、コンピュータが多く、発明を可能にした社会構造、教育の普及、複式簿記法、都市、麻酔という回答をした人もいる。

第2部では、超自然現象を信じないこと、民主主義と社会主義、教育的概念、幾何学、確率論、微分積分法という回答がみられる。

この本を読むと、話し言葉を使い、文字を書くことを憶え、これを印刷することを工夫したことが、人間の生活の上で如何に重要なことであったか理解できよう。

重要な発明として、ジョン・C・バエズが言う「発明を可能にした社会構造」の中の一説を紹介する。

『それはさておき、もし発明が重要というのなら、新発明が切れ目なく生まれることを保証してくれる社会構造を発明することのほうがずっと重要だといえる。エジソンは発明をビジネスに変えた最初の人だ、という話を聞いたことがある。毎日、彼は実験室に入っていった、「さて、今日はなにを発明できるかな?」とみんなに尋ねたという。だが、土台はもっと前に築かれていた。

特許事務所なるものの発明が鍵となる一歩だったかもしれない。』

本稿に紹介した作品

	著者	タイトル	出版
1	ブラム・ストーカー (訳) 平井呈一	吸血鬼ドラキュラ	創元推理文庫
2	BRAUS STOKER	DRACULA	PENGUIN BOOKS
3	市河三善 外	大英和辞典(S6年版)	富山房
4	斉藤秀三郎	和英大辞典(S3年版)	日英社
5	J.C ヘボン	和英語林集成(M19年版)	講談社
6	フリッツ・マッハルプ (訳) 土井輝生	特許制度の経済学	日本経済新聞社
7	星 新一	きまぐれ星のメモ	角川文庫
8	グループ ST	十年後	光文社文庫
9	高杉 良	燃ゆるとき	新潮社文庫
10	村松梢風	日本金権史×砂糖と醤油	読売新聞社
11	邦光史郎	起業家列伝	徳間文庫
12	別冊 宝島401号	発明のひらめき読本	宝島社
13	邦光史郎	社外極秘	真樹社
14	ジョン・ブロックマン (訳) 高橋健次	2000年間で最大の発明は何か	草思社

(原稿受領 2002.4.19)